

日本色彩学会 査読規定

2006(平成 18)年 6 月 28 日改訂

(目的)

第 1 条 本規定は、日本色彩学会誌に掲載する論文等の査読について規定する。ここに、論文等とは、論文（原著論文および研究速報）、研究資料、または誌上討論とする。

(査読者の選任)

第 2 条 査読者は、原則として日本色彩学会正会員および名誉会員から、論文等の内容に応じた適任者を、学会誌編集委員会が選任する。査読者の数は、原著論文については 2 名、研究速報、研究資料、ならびに誌上討論については 1 名とする。

2 著者の氏名は査読者に知らされない。また、査読者の氏名は著者に知らされない。

(査読者の責務)

第 3 条 査読者は、学会誌の権威と著者の権利を保護する責任があり、厳正中立の立場を保持しなければならない。査読者は、査読依頼を受けた事実および査読中の論文等の内容を、他者に漏らしてはならない。また、当該論文が公刊されるまでは、その内容を自己のために利用してはならない。

(査読・審査)

第 4 条 査読者は、論文等の種別に応じ、内容の独創性、新規性、有用性、信頼性、完成度ならびに題目、構成・表現の適切性の観点から査読を行ない、その結果を学会誌編集委員会に報告する。

2 学会誌編集委員会は、査読報告にもとづき、論文の「掲載可」、「著者に照会後再審査」、もしくは「掲載不可」の判定を行ない、その結果を著者に通知する。再審査は 1 回を原則とする。

(規定の改廃)

第 5 条 本規定の改廃は、学会誌編集委員会が起案し、理事会が行う。

付則 本規定は、2006(平成 18)年 10 月 1 日より施行する。